

障がい者計画  
障がい福祉計画  
障がい児福祉計画

パブリック・コメント募集

1/27まで



市の施策についての方向性を決める次の計画について、市民の皆さんの意見を募集します。

■門真市第4次障がい者計画（案）

市は、第3次障がい者計画において、将来像を「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」と定め、様々な施策の充実に努めてきました。この度、障害者基本法及び国等の動きを反映させるため、本市における障がいのある人に関わる施策の基本方針について、全面的な見直しを行う「門真市第4次障がい者計画（案）」をまとめました。

■門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）

障害者総合支援法・児童福祉法に定められた、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の各年度における数値目標、見込み量や確保方策を設定し、その達成に向けた取組を推進するため、この度、「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」をまとめました。

提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する人
- (4) 市の区域内に存する事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る案件に利害関係を有する人

意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名及び連絡先を記入し、意見提出箱に投函、または下記へ直接または郵送、FAX、メールで提出してください。

縦覧・意見募集期間

令和3年1月8日(金)～1月27日(水)まで ※当日消印有効

意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市中町1-1 門真市役所 保健福祉部 障がい福祉課  
電話 : 06-6902-6154 (直通)  
FAX : 06-6905-9510 (直通)  
Eメール : fuk07@city.kadoma.osaka.jp

- ※ 氏名などが明記されていない意見や、電話での意見は受付できません。
- ※ 皆さまからいただいた意見を計画に盛り込めるか検討を行い、意見の概要と意見への市の考え方を公表します(3月上旬予定)。なお、直接の回答は行いません。